

糸魚川市遠隔地介護サービス等提供支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス等を提供する事業者（以下「事業者」という。）の運営する事業所（以下「事業所」という。）から遠隔地に在住する市民（以下「サービス利用者」という。）が公平に介護サービス等を利用できるよう、事業者に対して当該市民の送迎又は訪問に係る経費の一部について、市が予算の範囲内で補助金を交付することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (3) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (4) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (5) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (7) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (8) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (9) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (10) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業
- (11) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の事業者とする。

(補助要件及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる介護サービス等の種別に応じ、同表の中欄に定める補助要件に該当する場合に、同表の右欄に定める額とする。

介護サービス等の種別	補助要件	補助金の額
第2条第1号から第3号まで、第7号、第8号及び第10号に該当するもの	事業所から訪問する居宅までの距離が20キロメートルを超える場合	400円／回
第2条第4号から第6号まで、第9号及び第11号に該当するもの	サービス利用者の居宅が、次に掲げる地域にある場合 (1) 糸魚川市大字大所 (2) 糸魚川市大字山之坊 (3) 糸魚川市大字上路	1,000円／日

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、糸魚川市遠隔地介護サービス等提供支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に介護サービス等の提供を明らかにする書類を添えて、4月から9月までの請求分を10月15日までに、10月から翌年3月までの請求分を3月31日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、補助金の交付又は不交付の決定をし、その結果を糸魚川市遠隔地介護サービス等提供支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市遠隔地介護サービス等提供支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。



事業の内容

介護サービス事業所から遠隔地に居住するサービス利用者の送迎・訪問に係る経費の一部を補助します。

対象となる介護サービス

訪問系サービス

- ・ 訪問介護
- ・ (介護予防) 訪問看護
- ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション
- ・ 第1号訪問事業

通所系サービス

- ・ 通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防) 通所リハビリテーション
- ・ 第1号通所事業

補助の要件と補助金額

訪問系サービス

事業所から訪問する自宅までの距離が片道20キロメートルを超える場合

400円／回

通所系サービス

サービス利用者の自宅が次の地域にある場合

- ・ 糸魚川市大字大所
- ・ 糸魚川市大字山之坊
- ・ 糸魚川市大字上路

1,000円／日